

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

《キャンペーン実施要領》
キャンペーン期間
4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
チェックしましょう。

☐ 労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	☐ 設備対策の検討 暑さ指数低減のための簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	☐ 服装の検討 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐ 教育研修の実施 管理者、労働者に対する教育を実施 ガイド・教育動画 e-learning	☐ 緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主幹】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上競技連盟労働災害防止委員会、海洋資源産業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国労働安全衛生協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気安全衛生協会【後援】関係行政庁等

厚生労働省 労働安全衛生局 安全衛生部 労働衛生課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 **暑さ指数の把握と評価**
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境値)を参考とすることも有効

STEP 2 **測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

☐ 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	☐ 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装 準備期間に検討した服装を着用	☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ ブレイク・リング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる	☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
☐ 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新投入業者や休み明け労働者は別途注意すること	☐ 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
☐ 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	☐ 作業中の労働者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける。「(バディ)を組ませる等労働者同士の健康状態を留意するよう指導

異常時の対応
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を止め、**全身を濡らして送風**することにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急車を要請)

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急車を要請

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要について (職場における熱中症対策の強化関係)

第175回 安全衛生分科会資料

職場における熱中症対策の強化について

第174回 安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者が義務付けること。

- 熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、
 - 「熱中症の自覚症状がある作業者」
 - 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」
 がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること
- 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - 作業からの離脱
 - 身体を冷却
 - 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※ WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬(予定) (2) 施行日 令和7年6月1日

